

## 令和8年第2回農業委員会総会議事録

令和8年2月18日（水）第2回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

### 農業委員 15人

会長	18番	仲田 清志	会長職務代理者	1番	神山 順一	
	2番	赤井 勝利		4番	西村 勉	
	5番	奥津 賢司	6番	平 利一	7番	奥津 忠和
	8番	倉脇 敏弥		10番	宮本 武博	
11番	藤川 雅	12番	小川 広文	13番	山田 條一	
		15番	安達 利延	16番	信谷 昌吾	
17番	藤本 彰					

### 推進委員 7人

	2番	兒玉 公治	3番	泉 登	
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹		
7番	後藤 保夫	8番	大原 砂利	9番	逸見 則夫

### 欠席委員 6人

3番	小田 正廣	9番	井藤 孝久	14番	森 立夫
1番	谷岡 貴寿	6番	妹尾 良和	10番	妹尾 元弘

議事 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 8号 農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について  
議案第 9号 現況証明に係る現況認定について

報告事項 完了届について  
利用権設定中途解約について  
農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案の変更  
(権利の移転・受け手) について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	小寺 俊一
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

(開会時刻 午前 9 時 30 分)

赤迫主査	只今から、新見市農業委員会第2回総会を開催いたします。本日の出席は22名です。欠席は、3番小田委員、9番井藤委員、14番森委員、推進委員1番谷岡委員、推進委員6番妹尾委員、推進委員10番妹尾委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	改めまして、おはようございます。昨日の新聞に新見市の予算案が掲載されておりました。政策で少しでも人口が増えればと期待しております。本日も、スムーズな議事進行にご協力を、よろしくお願い致します。
赤迫主査	ありがとうございます。それではこれからの進行は、会長よろしくお願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、15番安達委員、16番信谷委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が2件ございました。現地確認を2件とも2月9日に行っております。 それでは、1番でございます。場所は哲多町大野、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、本申請地は、申請地近隣の家を譲受人が購入することに伴い、申請地も購入し耕作するということが双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

	<p>以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。1 2 番小川委員。</p>
<p>小川委員</p>	<p>1 2 番小川です。2 月 1 4 日に逸見推進委員、井藤委員、安達委員と私の 4 名で現地確認しております。申請地は、●●●●●●●●●●から県道 1 5 7 号線哲多哲西線の●●●を通り●●●方面に 4 キロ進んだ先を右折し 1 キロ入ったところに●●●地区があります。その集落のいちばん奥の申請人の以前住まわれていた家屋があり、その周辺の農地 2 筆になります。譲受人は、5 年前に移住されてその家屋に居住し、その周辺農地でリンドウを栽培されております。申請地の 2 筆も農地として管理されており問題ないと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第 6 号 1 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第 2 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に、2 番でございます。場所は神郷下神代、現況地目は畑 1 筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は果樹、作業従事者は 1 人でございます。次に農地法第 3 条第 2 項各号の状況でございますが、まず、第 1 号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第 2 号から第 5 号は該当ありません。第 6 号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、神郷下神代地内で家族が経営しているお店にて提供する食材を栽培したいと考えている譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え</p>

	<p>られますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。16番信谷委員。</p>
信谷委員	<p>16番信谷です。確認日は2月7日、仲田会長、大原推進委員と私の3人でした。場所は、●●●●の東側新見よりに隣接してありました。管理を綺麗にされており問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第6号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に第5条の申請につきまして、1件申請がございました。現地確認を2月9日に行っております。</p> <p>それでは、1番でございます。場所は哲西町矢田、現況地目は畑1筆で、転用目的は露天駐車場です。転用理由ですが、会社の従業員駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したいものです。</p> <p>契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から1年間です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費、土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。7番奥津委員。</p>

奥津(忠)委員	7番奥津です。2月13日、奥津委員、妹尾推進委員、私で現地確認しました。場所は、●●●●から●●方面に国道を200m行ったところの国道沿いにありました。問題ないと思います。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第7号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。なお、5条の議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	「よろしい。」
会 長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第8号農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	<p>農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、今回、新規の貸付けが10件出ています。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を充たすと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 番豊永佐伏、畑3筆3年間の賃貸借と使用貸借。</li> <li>2 番豊永赤馬、田2筆5年間の使用貸借。</li> <li>3 番豊永赤馬、田2筆5年間の使用貸借。</li> <li>4 番大佐大井野、田1筆3年間の使用貸借。</li> <li>5 番大佐小阪部、田4筆5年間の使用貸借。</li> <li>6 番大佐小阪部、田1筆5年間の使用貸借。</li> <li>7 番大佐小南、田4筆5年間の使用貸借。</li> <li>8 番大佐布瀬、田1筆18年1か月の使用貸借。</li> <li>9 番大佐布瀬、田1筆18年1か月の使用貸借。</li> <li>10 番大佐布瀬、田2筆用悪水路付随の18年1か月の使用貸借。</li> </ol>

	<p>以上が新規となっております。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を1番より順次、求めます。</p>
藤本委員	<p>17番藤本です。現地確認を2月16日、藤川委員、神山委員、妹尾推進委員、私と借受人の方と5人で行いました。貸付人がブドウを作っていたものを引き継いだもので問題ないと思います。</p>
後藤委員	<p>推進委員7番後藤です。2番3番は2月15日に確認しました。場所は、県道新見勝山線から●●●●●から分岐し●●●●●方面へ進んだ先に●●集落があります。その集落内にある土地です。4番5番6番7番は、2月16日に確認しました。4番場所は、大井野地内に●●集落がありその中にある土地です。5番6番は、県道新見勝山線沿いにある●●●●●と●●●●●の間の裏側にある土地です。7番は、県道新見勝山線沿い●●●●●があります。その北側にあります。8番9番10番は、2月15日に確認しました。以前も出ております県営圃場整備事業です。●●●●●方面に行き●●集落があります。その中にある土地です。もう少し出るかもしれませんが、だいたい終わりに近づいています。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第8号の新規について賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
小寺局長	<p>再設定が11番から36番までの26件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p>

地区委員	「ありません。」
会 長	<p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第8号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第9号現況証明に係る現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>現況証明に係る現況認定につきまして、今回1件申請がございました。現地確認を2月9日に行っております。</p> <p>それでは1番でございます。場所は井倉、台帳地目は畑1筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、申請地は、昭和57年頃に●●●●●●●●が事務所を建築する際、建物敷地の一部として利用しており、現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。</p>
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。
西村委員	4番西村です。森委員が欠席のため代わりに説明します。確認を2月14日に森委員、三輪推進委員と3名でしました。申請地ですが、180号線●●●●●●●●手前を左折し進むと●●●●●●●●があります。そこを右折し●●●●●●の下をくぐり抜けて●●●●●●の敷地内にあります。宅地になっていました。以上です。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第9号について認定に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

	<p>全員賛成と認め、認定といたします。続きまして、報告事項に入ります。完了届について、事務局の説明をお願いします。</p>
小寺局長	<p>完了届が9件でしております。</p> <p>1番から8番まで一連のものです。</p> <p>正田地内、農地法第5条太陽光発電設備、1番から3番までが総会日令和6年6月18日、完了日令和6年9月30日。</p> <p>4番から8番までが、総会日令和6年9月19日、完了日令和7年2月28日。</p> <p>9番神郷高瀬地内、農地法第5条貯木場、総会日令和6年11月18日、完了日令和7年12月31日。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があれば1番から順次お願いします。</p>
西村委員	<p>4番西村です。1番から8番まで隣接していますので一括で説明いたします。確認日は2月14日、森委員、三輪推進委員、私でしました。場所は、●●です。太陽光発電設備が綺麗に出来ておりました。以上です。</p>
信谷委員	<p>16番信谷です。確認日を2月7日にしました。貯木場ですが作業も終わり、綺麗に農地に戻してありました。</p>
会 長	<p>続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。</p>
小寺局長	<p>利用権設定中途解約合意書が6件でしております。</p> <p>1番豊永佐伏地内、畑3筆、利用設定期間令和7年2月1日から令和10年1月31日、健康上の都合により耕作が困難になったため。</p> <p>2番大佐布瀬地内、田2筆と用悪水路、利用設定期間令和6年8月1日から令和26年4月30日、3番も同じ場所になります。この2件につきましては、圃場整備の予定地外となったため。</p> <p>4番哲多町大野地内、田1筆、利用設定期間平成30年2月1日から令和10年1月31日、5番の哲多大野地内、田1筆この2筆についてはリンドウを改植し、農地を休めるためです。</p> <p>6番哲多町成松地内、田3筆、利用設定期間令和7年2月17日から令和10年2月16日、借主が死亡したため。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があれば1番より順次お願いします。</p>

藤本委員	17番藤本です。先程の議案8号1番の借主が引き継いだものです。場所は、豊永地内●●から●●方面に50m先に左へ下り●●●●●●があります。その前を山の方へ行くとあります。問題ないと思います。
後藤委員	推進7番後藤です。2番3番は先程は場整備の関係を説明しましたが、山手にある土地で除外したものです。
逸見委員	推進9番逸見です。2月14日に確認しました。4番5番は他の場所へ改めて植えるために解約したそうです。6番は記載のとおりです。
会 長	続いて農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画の変更（権利の移転・受け手）について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画の変更で受け手の変更について2件でしております。 1番大佐小南地内、田1筆、使用貸借。 2番大佐小阪部地内、田2筆、使用貸借。 以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より補足説明があればお願いします。
地区委員	「ありません。」
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
事務局	「ありません。」
会 長	続きまして、その他ですが事務局からなにかありましたらお願いします。
小寺局長	令和8年度委員改選の受付が2月27日までとなっております。よろしく願いいたします。
赤迫主査	次回の総会ですが、3月17日火曜日、午前9時30分から南庁舎3階大会議室で開催します。
会 長	他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を神

神山代理	山代理にお願いします。 本日は、お疲れ様でした。（閉会挨拶）
	(閉会時刻 午前 10 時 00 分)

令和8年2月27日作成

署名委員

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_